

## 「盗難通帳による預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果

(対象：正会員・準会員 191 行)

## 1. 盗難通帳による預金等の不正払戻し件数・金額について

(単位：件、百万円)

時 期	件 数	金 額
平成 15 年度	550	1,677
平成 16 年度	217	332
平成 17 年度	188	962
平成 17 年 4 月～6 月	49	74
平成 17 年 7 月～9 月	53	793
平成 17 年 10 月～12 月	50	67
平成 18 年 1 月～3 月	36	28
平成 18 年度	187	212
平成 18 年 4 月～6 月	50	54
平成 18 年 7 月～9 月	48	61
平成 18 年 10 月～12 月	47	52
平成 19 年 1 月～3 月	42	45
平成 19 年度	182	255
平成 19 年 4 月～6 月	56	81
平成 19 年 7 月～9 月	50	74
平成 19 年 10 月～12 月	40	63
平成 20 年 1 月～3 月	36	37
平成 20 年度	44	49
平成 20 年 4 月～6 月	26	26
平成 20 年 7 月～9 月	18	23

## 2. 盗難通帳による預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について

時 期	対応方針決定済件数	うち補償件数	補償率
平成 20 年 1 月～3 月	20	17	85.0%
平成 20 年 4 月～6 月	17	14	82.4%
平成 20 年 7 月～9 月	3	2	66.7%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)から「盗難通帳により払戻された」との申出があり、実際に本人以外による預金の不正な払戻しが発生している件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

以 上